

# 高知市債権管理基本方針

平成26年8月

高 知 市

## 目次

	頁
I 基本方針の策定に当たって	
1 背景	1
2 滞納債権の現状	2
3 課題	3
II 高知市債権管理に関する基本方針	
1 基本的事項	
(1) 対象債権	4
(2) 基本的な考え方	4
(3) 高知市の基本方針	4
2 債権管理の具体的な取組	
(1) 管理の徹底	6～7
(2) 回収の強化	7～8
(3) 債権の整理	8～10
3 今後の取組	
(1) 債権管理のための環境整備	10～11
(2) 債権管理の継続的な改善	11～12
4 おわりに	12
参考資料 債権の分類について	13

## I 基本方針の策定に当たって

### 1 背景

これまで本市では、債権管理を所管する部署による任意の取組として、平成 21 年度発足の「高知市滞納対策検討会」及び平成 24 年度発足の「私債権等の管理・回収取組みの連絡会議」を定期的を開催し、各課の債権の収納状況や課題等を発表しあうことで意識の共有化を図り、回収の取組において連携の強化を図ってきた。

しかし、本市の債権管理は、各担当部署において個別に実施されてはいるものの、債権管理を行うための全庁的な指針は存在していなかった。

市民負担の公平性確保及び財政基盤強化のため、未収債権の効果的かつ効率的な縮減に向けた具体的な取組が求められるなかで、今後の債権管理における統一的なルールを示し、適正な債権管理を計画的に実行していくことを目的として、ここに高知市債権管理基本方針の整備を行うものである。

※「債権管理」とは、債権が発生してから消滅するまでの一連の事務手続

## 2 滞納債権の現状

### (1) 滞納額（平成 24 年度決算）

○滞納額全体 7,570,000 千円

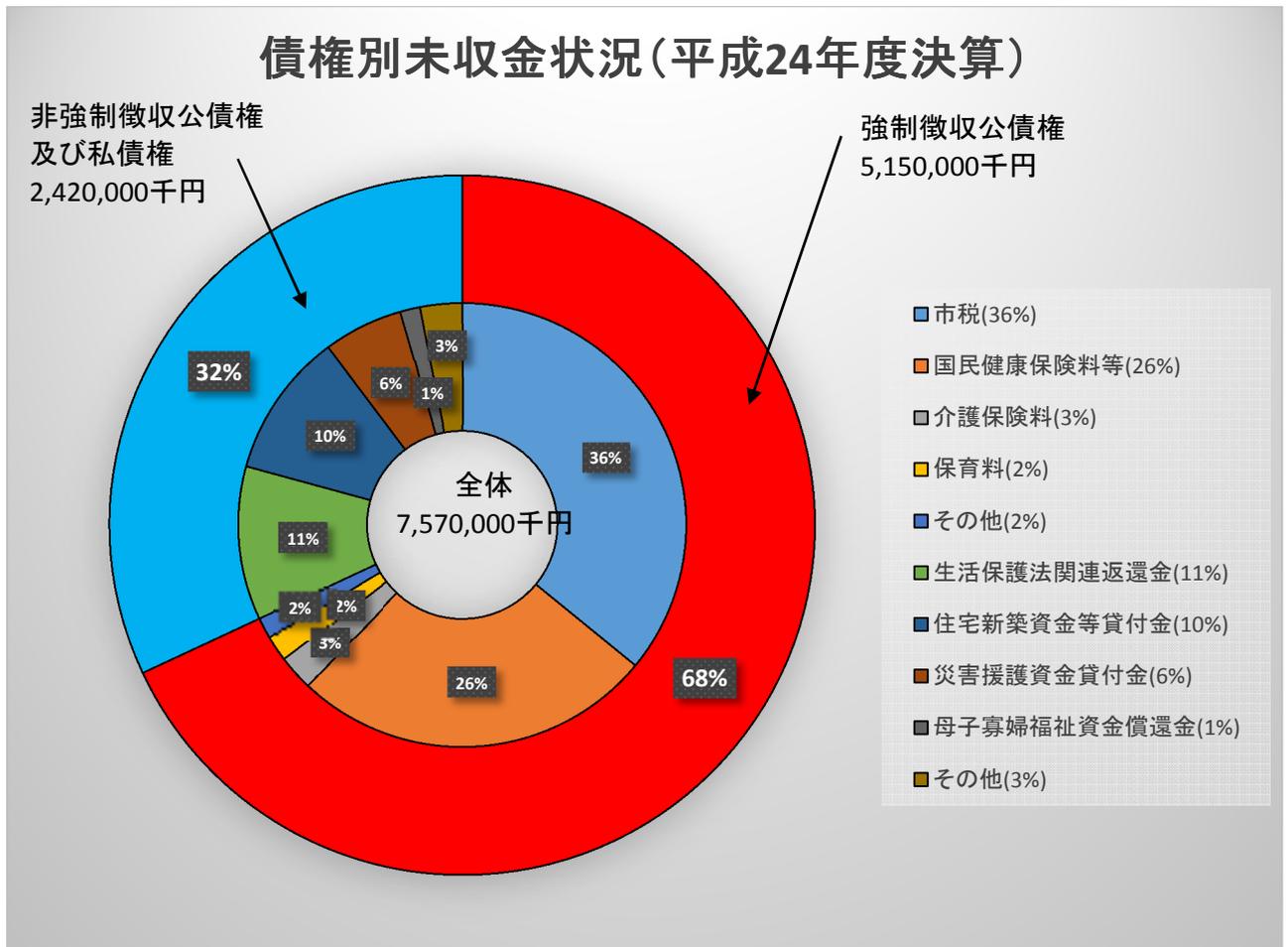
\*内, 市税 2,720,000 千円

\*市税以外 4,850,000 千円

### (2) 滞納額 1 億円以上の債権（平成 24 年度決算）

市税, 国民健康保険料など, 滞納額が 1 億円を超える債権は 8 種類, 7 2 億 3 千万円で, 滞納全体 (7 5 億 7 千万円) の 9 5. 5 %を占めている。

*市税	2,719,642 千円
*国民健康保険料	1,979,413 千円
*生活保護費返還金	851,474 千円
*住宅新築資金等貸付金	796,332 千円
*災害援護資金貸付金	433,567 千円
*介護保険料	194,482 千円
*保育料	140,216 千円
*母子寡婦福祉資金償還金	110,458 千円



### 3 課題

各債権担当課との協議の中で、債権管理の課題が明らかになった。

#### (1) 専門職員の不足

人事異動や収納業務以外の業務増大等により、債権管理に従事する期間が短く、債権に関する職員の法律への知識不足が認められ、催告、交渉、調査という本来すべき業務が滞っている事実が見受けられる。

#### (2) 債権管理への認識の不足

課の所掌事務の一つとして債権管理を行っているが、各部及び各課の管理職にとって、専門職員の不足を理由に、適正な債権管理が不十分であることと、その対策を講じるべきであるとの認識が不足している。

#### (3) 債権回収のノウハウが不足

他業務を兼任しながら債権回収を行っているため、ノウハウの整理・蓄積がされにくい状況である。

#### (4) 統一的な処理基準の未整備

各債権担当課において、債権を独自に管理しているため、債権管理を行うための全庁的な規程の整備がされておらず、具体的な処理基準が統一されていない。

## II 高知市債権管理に関する基本方針

### 1 基本的事項

#### (1) 対象債権

高知市が保有する全ての金銭債権を対象とする。

※金銭債権：自治体が保有する金銭の給付を目的とする権利（地方自治法第240条）

#### (2) 基本的な考え方

債権の適正・的確な管理及び回収を進めることにより、市民負担の公平性及び財源の確実な確保を図る。

このため、各債権に適用される法令の規定に従い、適正な債権管理に取り組むとともに未収債権の効果的かつ効率的な縮減を実行していく。

#### (3) 高知市の基本方針

##### ア 管理の徹底

市の債権を所管する課等（以下、「債権所管課」という。）は、適正な課税・賦課の推進や貸付時等における十分な審査を行い、債権の捕捉漏れを防ぐとともに、誤った債権や過大な債権が生じないようにする。

また、納期内納付の周知・啓発を行い、債権の種類によっては、必要に応じ担保や保証人等を確保し、滞納の発生を未然に防止する。

##### イ 回収の強化

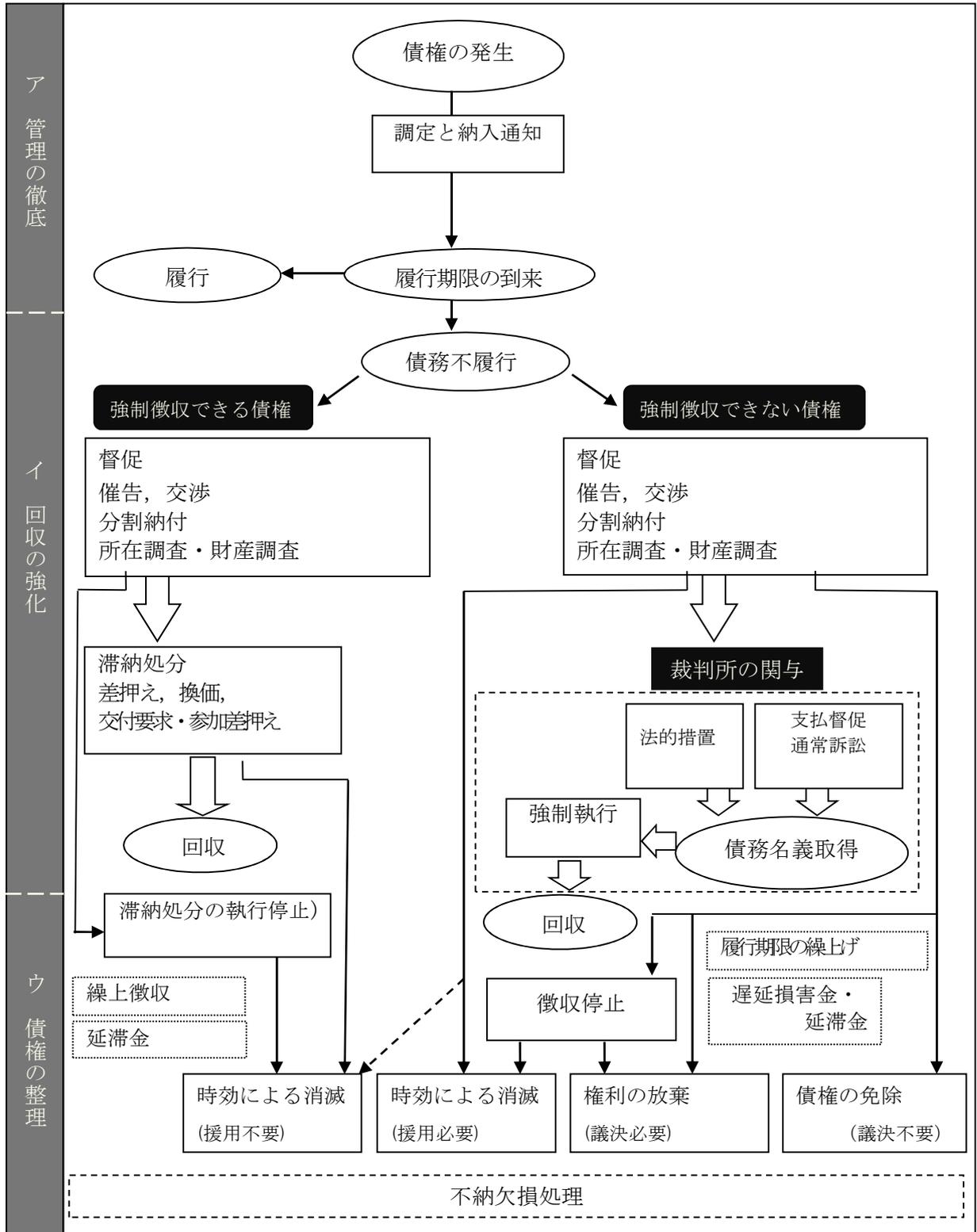
債権所管課は、納期限までに納付しない者がいるときは、法令等の規定に基づく督促をし、なお納付しない場合には、文書、電話による催告や訪問等による直接交渉を行うなど、積極的に未収金の早期回収を図り、現年度分の収納率の向上に努めるものとする。

##### ウ 債権の整理

財産調査等による生活状況や納付資力をできる限り把握し、自主納付を促進するとともに、差押え等の法的措置を強化する。

また、回収見込みがない債権については整理を行う。

債権管理の事務フロー



## 2 債権管理の具体的な取組

### (1) 管理の徹底

各債権を適正に分類した上で、各債権に適用される法令を正確に把握し、法令に基づいて債権管理を行う。

#### ア 債権発生前の対策

債権回収を見据えた債権の性質把握や債務者情報の把握が重要である。また、貸付金の滞納を未然に防ぐことを一例にあげると、債務者の資力から推測すると貸付リスクが潜在していることがあるため、貸付時の審査を厳格化（納税証明書や所得証明書に加えて債務者・保証人の所得・資産等を把握できる書類の提出）するとともに、契約条項による対策（履行期に関する定め・利息、遅延損害金の定め・期限の利益喪失条項・裁判管轄）を書面等において周知徹底するなど、適切かつ慎重に審査を実施する。

特に、財産審査において、弁済する資力を有しないものが連帯保証人になることについて見直しを図る。

#### イ 台帳の整備

債権管理では、債権の発生以降の納付状況や交渉記録等の日常の債権管理に関する情報の記録が重要であるため、債権に関する台帳を整備し、債権を正確かつ効率的に管理する。

台帳の整備は、債権管理の最も基本的な事項であり、特に訴訟までを視野に入れた場合は必要不可欠となる。

#### ウ 債権保全のための状況捕捉

貸付金など、債権の発生から履行までに一定の期間がある債権については、債務履行期限までに、債務者が破産等の状態に陥ると債務

の履行が危ぶまれることから、債務者の状況を適宜把握するよう努める。

#### エ 情勢変化への対応

債務発生から履行までの情勢変化に対応するため、必要に応じて、担保の増要求や保証人の入替等により、債権の保全に努める。

また、履行期限が到来するまでは、債務者に「期限の利益」があるため、債務の履行を請求することはできないが、債務者が破産手続開始決定を受けるなど一定の事由が発生した場合は、遅滞なく履行期限の繰上げの手続をとる。

なお、債務者が期限の利益を失う場合として、破産手続開始決定などが民法等に規定されているが、それ以外でも、必要に応じて契約書中に期限の利益を失わせる場合を明記しておく。

### (2) 回収の強化

#### ア 督促・催告の早期実施

履行期限までに納付されないときは、法令等に基づき、できる限り早期に書面による督促を行う。督促後もなお滞納となっている場合は、速やかに文書・電話・訪問等による催告を行うとともに、納付折衝や納付相談を実施する。

#### イ 納付資力の把握

納付交渉や調査などを通じて、所得や財産の状況を正確に把握し、納付するための資力の有無を的確に見極めた上で、資力に応じた徴収方針を策定する。

なお、本市自ら滞納処分できない債権では、回収の前提となる財産調

査について法令上の制約が多いことから、交渉の初期段階において、住所、勤務先、取引金融機関や保有財産等を再確認するなど、情報の収集に努める。

#### ウ 債権の保全

債務者が破産するなど、法令の規定により本市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置を執り、債権の保全を図る。

また、裁判上の請求や債務承認等によって時効を中断して、時効期間経過により債権が消滅することを防ぐ。

#### エ 滞納処分及び法的手続

納付資力がありながら、納付しない者に対しては、以下の対処をする。

(ア) 強制徴収公債権については、差押え、換価等の滞納処分を実施する。

(イ) 非強制徴収公債権及び私債権については、支払督促や強制執行などの法的措置を行う。

### (3) 債権の整理

#### ア 徴収停止

強制徴収により徴収できない債権で、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されない債権については、地方自治法施行令に規定する事由に該当し、かつ、その債権を履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後当該債権の保全及び取立てをしないことができる。

徴収停止は債権の消滅にはならず、債権を消滅させるには、権利の放棄の措置をとるか、時効によらなければならない。また、徴収停止期間

中も時効は進行していることから、債務者の所在や財産状況等を捕捉するなどし、一定期間状況を見て、徴収か整理かの見極めを行う。

#### イ 履行延期の特約等

滞納債権を一度に納付する資力がない場合など、直ちに徴収することが困難であると判断した場合は、地方税法に基づく徴収猶予や地方自治法施行令に基づく履行延期の特約等を適用し、徴収を猶予する。

客観的・合理的に徴収上有利な場合には、分割納付の誓約書を提出させることとし、「分割納付が不履行となった場合は、法的手続を受けても異議がない」旨の文言を加え、必要な場合は法的措置が可能となるような対策を講じる。

#### ウ 債務の免除

非強制徴収公債権及び私債権において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあることから、「履行延期の特約等」を行った場合に、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行の延長の特約をした場合は、当初に履行延長した日）から10年を経過しても、なお同じ状態であり、かつ、納付できないと認められること等を要件に免除を行う。

#### エ 債権の放棄

債権管理については、債権を確実に確保するため、法的処理を含めた回収の取組を徹底することが基本であるが、著しい生活困窮の状態にあるなど、法令に規定する要件に該当する場合には、債務者の資産状況や債権管理に要する費用等も鑑み、徴収停止等の措置を執る。

しかし、そのような措置を執ってもなお、債務者が将来においても資力の回復が困難と認められるとき、破産法その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき、所在調査を行っても

債務者や保証人が所在不明で時効が経過しているときなどについては、当該債権及び損害賠償金等の放棄について検討する。

なお、権利の放棄のための要件などについては、別途検討をすすめる。

#### オ 不納欠損処分

強制徴収公債権における「滞納処分の停止」の3年間の継続、非強制徴収公債権及び私債権における「債務の免除」「債権の放棄」により債権が消滅した場合など、不納欠損処分を行う。

※不納欠損処分・・・その処分時点で、当該債権額を翌年度繰越額から除去するための決算上の処理

### 3 今後の取組み

#### (1) 債権管理のための環境整備

##### ア 組織的な対応

債権の管理に当たっては、債権管理の各担当だけではなく、組織として対応することを改めて徹底する。

##### イ 債権回収に係る人材育成の促進

債権管理に携わる職員には、債権管理に関する法務の知識や技術が必要である。職員のスキルをこれまで以上に向上させるため、債権管理に関する研修の充実を図る。

##### ウ 情報の共有化

各債権所管課が行った債権管理に関する取組については、情報共有化を図っていく。

これにより、関係部局が緊密に連携し、情報を共有化することで、適正な債権管理を実現でき、全庁一体的な債権管理を推進する。

エ 債権管理条例や事務マニュアルの整備

債権管理に関する事務の処理手続を統一し、その事務処理について、全庁的に活用できる債権管理に関する条例や事務マニュアルを整備し、全職員が適正に債権を管理できるようにする。

オ 適正な債権管理の促進

今後管理を進めていく過程において、想定されうる新たな課題（回収業務のアウトソーシング・庁内管理一元化等）については、適宜協議をしていく。

カ 弁済困難者に対する対策

多額の負債を抱えている市民の生活再建という視点から、その状況に応じて生活支援相談センターや消費生活相談センターなどへの誘導を図る。

(2) 債権管理の継続的な改善

適正な管理を実現するためには、本方針に基づき、意識・情報を共有し、共通の姿勢で取り組む必要があり、債権所管課によって管理にバラツキがあってはならない。そのため、債権管理に関する執行状況や債権の収入状況を確実に把握するとともに債権の管理方法、管理体制の評価と見直しを定期的に行い、債権管理の継続的な改善を図る。

ア 現状の見直し

債権管理の実務を行う過程で判明した債権管理上の課題や問題点、不適正な箇所については、原因を把握した上で改善していく。

イ 改善策の策定

見直しの方向性を具体的な改善策として策定する。

#### ウ 具体的な取組みの実施

各債権所管課において、策定された改善策について取り組んでいく。

## 4 おわりに

これまで、市税を中心に徴収に関する取組を強化してきたが、全庁的な債権管理に関しては、他都市の取組等と比較しても遅れている面があり、また受益と負担の公平性の観点からも徴収率の向上は喫緊の課題である。

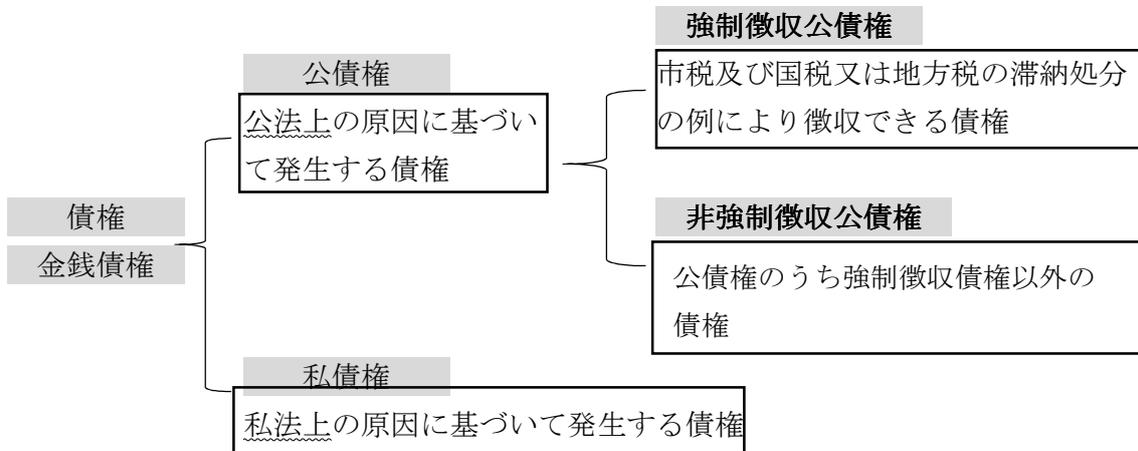
平成 26 年 4 月に税外未収金（非強制徴収公債権・私債権）の適正管理を行うために税務管理課内に債権管理室が設置されたが、今後は、債権管理条例の策定や研修会の開催、全庁一丸となって徴収支援を推進するための組織横断的な体制構築も検討していく必要がある。

今回の方針により、債権管理の手続が整理され、より積極的に債権の回収を強化するものと徴収を猶予するものとの区別がされ、徴収可能な債権の回収業務に一層集中することが期待される。

しかし、徴収率を向上させていくために、最も大切なことは、初期段階から適切に対応していくことと、個々の債権に応じた取扱いを整理していくことである。そのなかで、支払督促や債権放棄及び法的措置を伴う強制執行など今後検討していかなければならない課題もあるが、今回の方針を基本として、高知市の債権管理の適正化及び徴収体制の充実を図っていくものとする。

参考資料

○債権の分類について



・債権の定義<地方自治法第 240 条第 1 項>

自治体が保有する金銭の給付を目的とする権利で以下の 3 種類に分類

1 強制徴収公債権

市の債権のうち、市税（地方税法（昭和 25 年政令第 16 号）の規定に基づく徴収金に係るもの）及び地方自治法第 231 条の 3 第 3 項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる債権

例 市税・国民健康保険料・介護保険料・保育料・河川使用料  
土地区画整理事業清算金・道路占有料 等

2 非強制徴収公債権

地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る市の債権のうち、前号に掲げる債権以外のもの。地方税の滞納処分の例より徴収することができない債権

例 施設使用料・団地下水道使用料・農業集落排水施設使用料  
生活保護費返還金・幼稚園保育料・商業高校授業料 等

3 私債権（私法上の債権）

前 2 号及び地方自治法第 240 条第 4 項に規定する債権以外の債権であり私法上の原因に基づいて発生する債権

例 災害援護資金貸付金・母子寡婦福祉資金貸付金・水道料  
診療報酬患者負担金・奨学金・住宅新築資金等貸付金 等

高知市財務部税務管理課債権管理室

〒780-8571

高知市本町五丁目 1 番 45 号

TEL [088] 823-8872 FAX [088] 823-9497

E-mail : kc - 051100@city.kochi.lg.jp